

精神科救急電話相談の受付時間が 平成25年5月1日より 拡大されます。

【平成25年5月1日以降の受付時間】

月曜～金曜（祝日及び12/29から翌年1/3の期間を除く）

午前8時30分～午後10時00分

土曜・日曜・祝日・12/29から翌年1/3の期間

午後5時30分～午後10時00分

※ なお、平成25年4月30日までは、毎日午後5時30分
から午後10時00分までが受付時間となります。



精神科救急に関するご相談は

福島県精神科救急情報センター

下記電話番号まで

こ こ ろ きゅうきゅう

0570-055699

《お願い》

- かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。
- 精神科救急への受診相談などをお受けするための電話です。
- 医療機関の状況により、ご要望にお応えできないことがあります。
- 緊急性の高い相談に対応するための電話ですので、時間をかけた継続的な相談はご遠慮ください。
- 精神科救急医療以外の精神保健福祉に関する相談については、保健福祉事務所、市保健所、精神保健福祉センター、市町村、相談支援事業所へご相談ください。

【お問い合わせ先】 福島県障がい福祉課 電話 024-521-8204

精神科救急電話相談

- ◆ 精神疾患を有する方や、そのご家族などからの緊急の精神医療相談を電話にて受け付けます。
- ◆ 相談内容に対して助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。
- ◆ 対象者は、県内在住の精神科救急医療を必要とされている精神疾患を有する方や、そのご家族などです。



精神科救急に関するご相談は・・・

福島県精神科救急情報センター

こころきゅうきゅう



0570-055699

【受付時間】

月曜～金曜（祝日及び12/29から翌年1/3の期間を除く）

午前8時30分～午後10時00分

土曜・日曜・祝日・12/29から翌年1/3の期間

午後5時30分～午後10時00分

《お願い》

- かかりつけの医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。
- 精神科救急への受診相談などをお受けするための電話です。
- 医療機関の状況により、ご要望にお応えできないことがあります。
- 緊急性の高い相談に対応するための電話ですので、時間をかけた継続的な相談はご遠慮ください。
- 精神科救急医療以外の精神保健福祉に関する相談については、保健福祉事務所、市保健所、精神保健福祉センター、市町村、相談支援事業所へご相談ください。

【お問い合わせ先】 福島県障がい福祉課 電話 024-521-8204